

狩猟・野生鳥獣関係の業務を行っている林務担当から、「違法捕獲とヒナの保護」についてお伝えいたします。

伊豆諸島には、メジロやカラスバト等、様々な鳥類が生息しており、私たちの生活に潤いを与えてくれます。その可愛らしい仕草や美しい鳴き声を耳にすると、飼いたいと思う方もいるかもしれませんが、次の法律をご存知でしょうか？

「鳥獣保護管理法」では、野生鳥獣の捕獲（殺傷や卵の採取を含む）を禁止しているため、許可なく捕獲した場合は、罰則の対象になります。また、違法に捕獲した鳥獣を売ることや飼うことも禁止です（東京都では、愛玩目的の捕獲を許可していません）。野生鳥獣は島民の共有財産です。違法捕獲を見つけた際には、大島支庁産業課林務担当、新島出張所、神津島出張所またはお近くの警察署までご連絡下さい。

続いて、ヒナの保護についてです。野鳥の繁殖シーズン中、地面に落ちているヒナを見かける方も多いと思います。一見迷子のように見えますが、親鳥が必ずヒナのもとへ戻って世話をします。私たちが「可哀そう」と感じて保護すると、親鳥から野生で生きていくための教育を受けられず、自然界で生きていくことができなくなってしまいます。ヒナを見かけても、その場から決して動かさずにそっとしておきましょう。